租税特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百五号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の施行に伴い、並びに同法附則及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の十八の二」を「第二十五条の十八」に、「第八節の三　国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第三十九条の十三）」を「第八節の三　関連者等に係る利子等の課税の特例（第三十九条の十三の二・第三十九条の十三の三）」に、「第二十六節　連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第三十九条の十三の二）」を「第二十六節　連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例（第三十九条の百十三）」に、「第一款　国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第三十九条の百十三の二・第三十九条の百十三の三）」を「第一款　連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第三十九条の百十三）」に、「第二款　関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（第三十九条の百十三の二）」を「第二款　連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（第三十九条の百十三の三）」に改める。

第一条の二第三項の表法第五十七条の十第一項の項及び法第六十八条の五十九第一項の項を削る。

第二条の六第一項第一号中「同条」を「第二条の二十三」に改める。

第二条の二十七中「若しくは同項第三号に規定する損害保険契約に基づく損害保険の保険料で政令」を「で政令」に改める。

第二条の三十一の表第二条の六第一項第一号の項中「

第二条の二十五	第二条の三十一において準用する第二条の二十五
第二条の二十三	第二条の三十一において準用する第二条の二十三

」を「用する第二条の二十五」に改める。

第三条第五十一項を同条第五十三項とし、同条第五十項の次に次の二項を加える。

51　非居住者又は外国法人が信託（法第五条の二第二十五項に規定する信託をいう。次項において同じ。）の信託財産に属する同条第二十五項に規定する振替国債又は振替地方債の利子につき同条第四項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける場合における第三項から第五項まで、第七項、第九項、第二十項から第二十二項まで、第二十四項及び第二十五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	次の各号	当該各号に掲げる口座の区分に応じ当該各号
	第一号	

第五条の二第十三項	第五条の二第二十五項の規定により読み替えて適用される同条第十三項	
規定する信託	規定する信託（第二十項から第二十二項までにおいて「信託」という。）	
第五条の二第十六項	第五条の二第二十五項の規定により読み替えて適用される同条第十六項	
第五条の二第一項に規定する特定振替機関等	第五条の二第二十五項に規定する信託の受託者	
「特定振替機関等」	「特定受託者」	
の同項に	の法第五条の二第一項に	
受けた特定振替機関等	受けた法第五条の二第一項に規定する特定振替機関等（以下この条において「特定振替機関等」という。）	
特定振替機関等	特定受託者	
特定振替機関等が法	特定受託者が法	
が当該特定振替機関等	が同条第七項第一号に規定する特定振替機関	
特定振替機関等がその	特定受託者がその	
これを	これを当該特定振替機関及び	
受ける特定振替機関等	受ける特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定振替機関（特定受託者が受託者である信託の信託財産に属する振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関に限る。ロにおいて同じ。）である場合には、当該特定振替機関に係る特定受託者）	受ける特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定振替機関（特定受託者が受託者である信託の信託財産に属する振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関に限る。ロにおいて同じ。）である場合には、当該特定振替機関に係る特定受託者）
受けた特定振替機関等	受けた特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定振替機関である場合には、当該特定振替機関に係る特定受託者）	受けた特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定振替機関である場合には、当該特定振替機関に係る特定受託者）
第二十一項第二号ロ	第二十項第二号ロ	